



長野県報

10月8日(木)
平成27年
(2015年)
第2714号

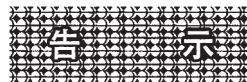
目次

告示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定(地域福祉課) 1
- 生活保護法に基づく施術者の指定(地域福祉課) 2
- 長野県豊かな水資源の保全に関する条例に基づく水資源保全地域の指定(水大気環境課) 3
- 長野県水環境保全条例に基づく水道水源保全地区の指定(水大気環境課) 3
- 総合特別区域法施行規則に基づく指定法人の変更の届出(産業立地・経営支援課) 3
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(2件)(森林づくり推進課) 3
- 都市計画事業の認可(2件)(都市・まちづくり課) 4
- 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) 4
- 道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) 4

公告

- 特定調達契約に係る落札者の決定(2件)(財産活用課) 4
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働課) 5
- 准看護師試験の実施(医療推進課) 5
- 都市計画案の縦覧(生活排水課) 6
- 土地改良区役員の退任の届出(農地整備課) 6
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定(4件)(建築住宅課) 6
- 建築基準法に基づき指定した道路の変更(建築住宅課) 7



長野県告示第454号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成27年10月8日

長野県知事 阿部 守一

1 診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
日本調剤信州薬局	長野県松本市旭三丁目2番1号	平成27年7月1日
たきざわ脳神経外科クリニック	長野県松本市村井町南2丁目1番10号	平成27年6月1日
なかむら歯科	長野県佐久市岩村田1929-1	平成27年8月1日
竹内歯科医院	長野県佐久市岩村田574	平成27年8月1日
重盛医院	長野県伊那市荒井3642-1	平成27年7月1日
市町てんじん薬局	長野県小諸市市町5-3-5	平成27年8月1日
えんぱーく歯科クリニック	長野県塩尻市大門一番町612番4-402	平成27年7月1日

関口小児科医院	長野県佐久市中込1-25-2	平成27年8月1日
中村歯科医院	長野県岡谷市本町4-1-4	平成27年7月1日

2 指定訪問看護事業者等

名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
北アルプス訪問看護ステーション	長野県北安曇郡白馬村大字神城22844	北アルプス訪問看護ステーション	長野県北安曇郡白馬村大字神城22844	平成27年9月1日
訪問看護ステーションポプラ	長野県上田市中央東4-61	訪問看護ステーションポプラ	長野県上田市中央東4-61	平成27年9月1日

地域福祉課

長野県告示第455号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成27年10月8日

長野県知事 阿部 守一

1 施術者

氏名	住 所	指定年月日
有泉有爾郎	長野県松本市里山辺5402-1 ヴィラージュ山辺B102	平成27年5月1日
林七美	長野県岡谷市中央町1-7-6	平成27年9月1日
藤森邦子	長野県諏訪市小和田南13-5-4	平成27年8月1日
濱悠子	長野県伊那市上新田2719-1 メイハイム1号	平成27年9月1日
濱玄崇	長野県伊那市上新田2719-1 メイハイム1号	平成27年9月1日
石井俊久	長野県諏訪郡富士見町境12067-857	平成27年8月1日
武隈仁	長野県諏訪市小和田南16-5	平成27年8月1日
金子明	長野県茅野市玉川8446-1	平成27年8月1日
折口裕史	長野県松本市島立1683-9	平成27年8月1日

2 施術所

名称	所 在 地	指定年月日
梓川バランス整骨院	長野県松本市梓川倭574-2	平成27年5月1日
上伊那訪問リハビリマッサージサルー	長野県伊那市上新田2719-1 メイハイム1号	平成27年9月1日
石井整骨院	長野県諏訪郡富士見町事2445番地	平成27年8月1日
諏訪接骨院	長野県諏訪市大手1-5-4	平成27年8月1日
折口鍼灸整骨院	長野県松本市大手2-5-5	平成27年8月1日

地域福祉課

長野県告示第456号

長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成25年長野県条例第11号）第9条第1項の規定により、次の区域を水資源保全地域として指定します。

平成27年10月8日

長野県知事 阿部守一

名称	区域
駒ヶ根市北割水資源保全地域	駒ヶ根市赤穂1番12、14及び15、3番2から44まで、46から56まで、58、59、68及び73並びに4番1から18まで、20、21、23から42まで、44から49まで、51から61まで、63から65まで、67から74まで、76から91まで、93から110まで、186、188及び189の区域

（関係図面は、長野県環境部水大気環境課、長野県上伊那地方事務所及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供します。）

水大気環境課

長野県告示第457号

長野県水環境保全条例（平成4年長野県条例第12号）第11条第1項の規定により、次の区域を水道水源保全地区として指定します。

平成27年10月8日

長野県知事 阿部守一

名称	区域
駒ヶ根市北割水道水源保全地区	駒ヶ根市赤穂1番12、14及び15、3番2から44まで、46から56まで、58、59、68及び73並びに4番1から18まで、20、21、23から42まで、44から49まで、51から61まで、63から65まで、67から74まで、76から91まで、93から110まで、186、188及び189の区域

（関係図面は、長野県環境部水大気環境課、長野県上伊那地方事務所及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供します。）

水大気環境課

長野県告示第458号

総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第7項の規定により、指定法人から次のとおり変更になった旨の届出がありました。

平成27年10月8日

長野県知事 阿部守一

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
名称	株式会社エヌ・イー	株式会社NEXAS	平成27年9月1日

産業立地・経営支援課

長野県告示第459号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年10月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯山市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第460号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年10月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
小県郡青木村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び青木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第461号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可しましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年10月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称
長野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
長野都市計画道路事業 3・4・89号 山王小柴見線
- 3 事業施行期間
平成27年10月8日から
平成34年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
長野県長野市大字中御所字岡田並びに大字小柴見字北村東北沖地内
 - (2) 使用の部分
長野県長野市大字中御所字岡田並びに大字小柴見字北村東北沖地内

都市・まちづくり課

長野県告示第462号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可しましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年10月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称
安曇野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
安曇野都市計画道路事業 3・5・6号 吉野線
- 3 事業施行期間
平成27年10月8日から
平成34年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
長野県安曇野市豊科地内
 - (2) 使用の部分
なし

都市・まちづくり課

長野県千曲建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成27年10月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年10月8日

長野県千曲建設事務所長 丸山義廣

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上田千曲長野自転車道線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
埴科郡坂城町大字南条字外河原7724番の3地先から 埴科郡坂城町大字南条字三嶋7654番の2地先まで	旧	6.1~13.5	0.1928
同 上	新	6.1~13.5	0.1928
		3.0~5.8	0.2924

道路管理課

長野県千曲建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成27年10月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年10月8日

長野県千曲建設事務所長 丸山義廣

- 1 路線名 上田千曲長野自転車道線
- 2 供用を開始する区間
埴科郡坂城町大字南条字外河原7724番の3地先から
埴科郡坂城町大字南条字三嶋7654番の2地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成27年10月8日

道路管理課



公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成27年10月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 落札に係る調達産品等の種類及び数量
長野県庁舎(本館、議会棟、議会増築棟、西庁舎及び東庁舎をいう。)で使用する電気
契約電力 1,700kW 予定使用電力量 5,440,000kWh
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - (1) 名称 長野県総務部財産活用課
 - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 3 落札者を決定した日
平成27年8月17日
- 4 落札者の名称及び所在地
 - (1) 名称 丸紅株式会社